

副本

主張書面(1)

令和4年1月21日

大阪府労働委員会会長 様

被申立人代理人

弁護士 中川 元



申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 大阪府



上記当事者間の令和3年(不)第55号大阪府(3-55)事件について、被申立人は、以下のとおり主張する。

大阪府労働委員会の令和3年11月29日第1回調査における求釈明について

申立書に対する認否を、下記のとおり行う。

記

1 「3 不当労働行為を構成する具体的事実」について

(1) 「(1) 当事者」

概ね認める。

(2) 「(2) 本件不当労働行為に至る経過(背景)」

ア ①中、府教委担当者との間で団体交渉を行ってきたとの点は否認し、その余は概ね認める。

イ ②は概ね認める。被申立人は、常勤講師及び非常勤講師の個別の任用に関する交渉要求については交渉事項ではないため応ずることはできない旨を

回答したものである。

ウ ③は、以下に述べる点を除き、概ね認める。すなわち、

第一段落中、第二文について、平成23年（不再）第52号事件で中労委は、申立人が行った救済申立てのうち、被申立人の公立学校常勤講師である組合員に係る申立てを却下し、被申立人の公立学校非常勤講師又は学力向上支援員である組合員に係る申立てについて、初審命令が棄却した部分を取り消す旨を命令している。また、平成24年（不再）第2号事件で中労委は、初審命令のうち、申立人の常勤講師組合員に係る救済申立てを却下した部分は支持し、非常勤講師である組合員に係る救済申立てを棄却した部分を取り消す旨を命令している。

第三段落について、申立人が摘示する最高裁平成27年3月31日決定で確定した原判決（東京地裁平成25年10月21日判決（同裁判所平成24年（行ウ）第876号事件ほか）、及び東京高裁平成26年3月18日判決（同裁判所平成25年（行コ）第395号事件））では、申立人が任用の継続（恒常的に会計年度を超えて継続して勤務している実態）を前提とする勤務条件の変更又は継続を求めることは、義務的団交事項にあたる旨判示している。しかし、他方、上記東京地裁判決は、「本件各団交事項は、本件労組法適用組合員が、次年度において引き続き継続して雇用されること及びその場合の労働条件（職種、校種、勤務地等）について協議することを求めるものであって、それ以上に、原告の任用行為に介入することを求めるものとは解されない。したがって、原告も、団体交渉において誠実な対応をすれば足り、補助参加人の要求を受け入れて妥結する義務（任用することを保障すべき義務）までは負っているわけではない」と判示している。

エ ④は概ね認める。

オ ⑤は概ね認める。

カ ⑥の第一文中、平成29年3月24日に申立人が、府庁別館前にて集会を

開催したことは認める。

第二文中、同年2月24日に所属校校長から「雇用期間満了通知書」を送付したことは認める。なお、この通知は3名の組合員の任期が同年3月31日で満了することを文書で通知したものである。また、「新たな非常勤看護師の配置により看護業務から外されるなど、極めて不当な扱いにより」については否認する。組合員に対する業務指示については、医療的ケア全般に対する業務に該当するとして指示したものである。

さらに、「3名の非常勤看護師組合員について、新たに要求書を提出し、年度内の団交を要求した。」ことについては認めるが、「同年2月24日に所属校校長から…」以降の当該非常勤看護師が組合加入に至った心理的背景については、認否できない。

キ ⑦の第一文及び第二文について、計3回の団体交渉が行われたことは認め、その余は否認する。

計3回の団体交渉では、組合員3人は私法上の雇用契約ではなく公法上の任用であることから、雇止めではないことを含め十分に説明したものであり、被申立人は、3月30日の団体交渉の冒頭、「特別非常勤講師、看護師の任用の手続きとして、任命権者が教育委員会という事になっている」、「最終的な任用の権限がある支援教育課が当局として対応する。」と述べている。

併せて、被申立人は、所属校の校長をはじめとする関係者に同校からの内申に関して、十分な聞き取りと調査を実施したうえで団体交渉に臨んでおり、実際に、第一回団体交渉の場において一部認識の異なった事項については、再確認の上、第二回の団体交渉で説明することとするなど、十分に回答を行い、説明を尽くしている。

第三文中、「その後、組合は非常勤講師等組合員の雇用継続について何ら回答を得られることなく、2017年度を迎えることとなった。」とあるが、事実と反する。実際には、同月29日には、被申立人は、申立人からの要求

に応じ、「非常勤講師任用の手続状況について」情報提供を行っている。

第四文中、「雇用が打ち切られ」については否認する。「雇用の打ち切り」ではなく、「新たな任用がなされなかった」ものである。その余は認める。

第五文中、申立人が、府労委（貴委員会平成29年（不）第26号）に申立てを行ったことは認める。

ク ⑧中、平成30年2月9日に、申立人は、府庁別館前にて集会を開催し、被申立人に、団体交渉申入書を提出したことは認める。その余については不知。

ケ ⑨中、第一文については、「同年3月20日、23日、28日に団交が開かれた」のではなく、「同年3月20日、同年5月28日に団交が開かれ、同年3月23日に折衝が行われた」ものである。

第二文以降については、申立人が府労委に申立てを行ったことは認め（貴委員会平成30年（不）第52号）、その余は否認し又は争う。任命権者としての府教委と内申を行う学校長との法的な関係を説明したものである。

コ ⑩中、貴委員会平成29年（不）第26号大阪府事件に係る令和元年6月10日付け命令において、申立人の行った不当労働行為救済申立てが棄却されたこと、及び申立人が中労委に再審査申立てを行ったこと（中労委令和元年（不再）第28号）は認め、その余は、貴委員会の判断について、申立人の恣意的な引用の趣旨が不明であることから、申立人の主張を待って、追って認否する。

サ ⑪中、平成31年2月8日、申立人が、府庁別館前にて集会を開催し、被申立人に、団体交渉申入書を提出したことは認める。その余については不知。

シ ⑫の第一文中、令和元年5月22日に団体交渉を開催したことは認め、その余は否認する。平成31年3月22日に行われたのは、団体交渉ではなく、申出人が府庁別館前にて開催した集会である。

第二文は否認し又は争う。

ス ⑬は概ね認める。

セ ⑭中、第一文について、和解が成立したのは令和2年1月22日であったことを留保し、その余は概ね認める。

第二文は一部否認する。令和2年1月27日に中央労働委員会から通知のあった和解認定の内容は、「3（前略）特別職の非常勤講師の次年度任用に関して、（以下のとおり）誠実に団体交渉を行う。」というものであり、一般職の講師・非常勤講師等の組合員を対象としたものではない。ちなみに、和解認定のうち、和解後の一般職の講師・非常勤講師等の組合員の労使交渉のあり方についての内容は、「2（前略）労使交渉については、今後とも関係する法律に基づき適切に対応する。」となっているのみである。

なお、中労委における前記和解の結果、当該事件（貴委員会平成29年（不）第26号事件についての再審査請求事件）のみならず、申立人が指摘する貴委員会平成30年（不）第52号事件、貴委員会令和元年（不）第23号事件についても、申立てが取下げられ、申立人と府（府教委）の間で一連の事件が円満に解決されたものである。

ソ ⑮は概ね認める。ただし、第一文中、特別職非常勤職員のうち、地方公務員法第三条第三項三号に掲げる職については、会計年度任用職員ではなく、引き続き特別職であることを留保する。

(3) 「(3) 本件不当労働行為にかかる具体的事実」について

ア ①は不知。

イ ②は概ね認める。

ウ ③は概ね認める。

エ ④中、第一文は概ね認める。第二文は一部否認し又は争う。非常勤講師等については、地公法の改正により令和2年度から一般職の会計年度任用職員となり、任用については管理運営事項につき回答ができない旨を説明したも

のである。なお、管理運営事項に該当しない申し入れ(甲第1号証内の「3」)については、団体交渉において回答した。

オ ⑤は、同月24日に、申立人は、府庁別館前にて集会を開催し、被申立人に要求書を手交したことは認め、その余は否認し又は争う。

カ ⑥は概ね認める。なお、被申立人からは、これまでに説明した内容と同様の回答になると思われると答えつつも、改めて回答するとその場で返事したものである。

キ ⑦について、令和3年7月14日に、被申立人より⑥の求めに対してメールで回答したことは認め、その余は否認し又は争う。回答の内容は、申立人からの申し入れが、管理運営事項についての交渉申し入れであるため、交渉を行わない旨説明したものである。

(4)「4. 本件不当労働行為について」の主張について

いずれも否認し又は争う。

なお、被申立人の反論及び主張については、第一回調査期日(令和3年11月29日)における被申立人から申立人に対する求釈明事項に係る釈明を待って、改めて行う予定である。

以 上